提言

平成19年 4 月16日

国立がんセンター 顧問会議

## 国立がんセンターの独立行政法人化への対応について

## 提言

## 1 趣旨

国立がんセンターは昭和37年に開設以来、1)新しい診断法・治療法の開発、2)がんの本態の解明、3)人材の育成、4)情報の発信、をその使命とし、我が国のがん対策の中心として活動してきた。

国立病院が独法化された後も、国立がんセンターは国立として運営され、 平成16年2月の「がん予防・検診研究センター」、平成17年10月の東病 院の「臨床開発センター」、平成18年10月の「がん対策情報センター」の 開設など、その発展は目覚ましいものがあった。世界的にも屈指のがんセン ターに成長してきた。診療、研究に、職員は邁進している。

一生のうちに、国民の2人に1人ががんに罹患し、3人に1人ががんで死亡する。国民の生命及び健康、さらに国民の安心、安全を求める心理を考えると、がんが重大な社会問題となっている。昨平成18年に成立し、この4月に施行されるがん対策基本法においても、また、平成20年度に予定されている医療制度改革においても、国立がんセンターは、その設置目的に照らせば、今後ともますます重要な役割を果たしていくべき存在である。職員の士気も高い。

顧みるに、平成17年12月の閣議決定、平成18年に成立した行政改革 推進法等で、平成22年度に、国立がんセンターが独立行政法人となること が方向づけられた。

この度の国立がんセンターの独立行政法人化は、経済的効率性を追求する あまり、今まで営々と築きあげてきた、国立がんセンターの役割・機能その ものが危機に頻するのではないかと憂虞する。

たとえ国立がんセンターが独立行政法人化されても、ナショナルセンターとしての機能を的確に果たすとともに、充実発展を実施すべきである。国民、現在もがんに苦しみ闘っている患者、及び、その家族の心からの期待に応えるべく、以下の点に十分留意して進められることを強く要望する。

- 2 独立行政法人化に当たっての留意点
- (1) 国民の命と健康を守り、がん対策の徹底により国民の信頼をうることは、国家の基本的な任務・要件である。
- (2) 社会保障制度と経済との調和や、医療保険の財政の均衡は必要である。しかし基盤となる政策医療の推進、とりわけ、医療の進歩と発展は、市場原理に任せるべきではない。基盤となる研究の推進や人材の養成、がん医療の地域格差の解消(均てん化) 国民への情報の提供、国への政策提言など、公共性の高い業務については、責任をもった国費の投入を要望する。
- (3) 国民の要望に応えるためには、現行の公務員制度や会計制度の制約 を緩めて、独法化の良い点は活用するとともに、現行以上に国の医療 政策と一体となった運営が必要であると理解する。
- (4) なお、ナショナルセンターの独立行政法人化の数については、6つの高度専門医療センターの中、がんを対象とする国立がんセンターは、アプローチや推進方法において著しい特性がある。また、更に国と一体となった運営を行うことにより、国ならびに国立がんセンターに対する国民の信頼感は、いやましに高まるに違いない。国立がんセンターは、それ自身で1つの独立した法人とすべきである。
- (5) 国立がんセンターの国民への影響を考えると、今後、あらゆる機会 を通じ、できるだけ多くの国民の間で、国立がんセンターの在り方が 議論され、具体的な在り方が決定されていくことこそが重要である。

## 3 提言

国立がんセンターの独立行政法人化は必ずしも問題なしとしない。したがって、独法化に当たっては、国家にとり基本的な国民の命と健康、国民からの信頼の観点に立って、制度的、行政的に特段の配慮が求められる。独立した1つの独立行政法人国立がんセンターとして、他には見られない、従来以上に効率の良い、活発な活動を期待する。いわば、独法の新しいモデルを作り上げる理想を掲げて事に当たられたい。実現すれば、国立がんセンターは将来、国家の要望、国民の期待に十分に応え、更には国際的にも注目、尊敬される機関になることが期待できる。

国立がんセンター顧問 (五十音順)

牛尾 治朗(ウシオ電機株式会社代表取締役)

大谷 藤郎(国際医療福祉大学総長)

杉村 隆(国立がんセンター名誉総長)

高久 史麿(学校法人 自治医科大学学長)

坪井 栄孝(財団法人 日本医療機能評価機構理事長)

古川貞二郎(社会福祉法人 恩賜財団 母子愛育会理事長)

武藤 敏郎(日本銀行副総裁)

森岡 恭彦(日本赤十字社医療センター名誉院長)

山下 眞臣(社団法人 日本国民年金協会顧問)

渡邉 恒雄(讀賣新聞グループ本社代表取締役会長)